

賛助会員規約

- 第1条 法人・個人または官庁・団体の如何を問わず、財団法人九州経済調査協会の事業に賛同し、所定の賛助会費を払い込むものを賛助会員とし、賛助会員を普通会員・維持会員・町村会員・個人会員の4種に分つ。
- 第2条 賛助会員は、普通会員1口月額 10,000 円、維持会員1口月額 30,000 円、町村会員・個人会員1口月額 2,500 円とし、1口以上を前払いするものとする。
- 第3条 賛助会員の入会金は、普通会員1口 30,000 円、維持会員1口 80,000 円とし、入会と同時に払い込むものとする。ただし、町村会員・個人会員の入会金は免除するものとする。
- 第4条 賛助会員は協会の事業に関して、必要な場合は協力し便宜を供与する。
- 第5条 賛助会員は下記のサービスを受ける。
- 第6条 協会の賛助会員として不適切な行為があった場合は、退会もしくは除名するものとする。

普通会員

1. 定期刊行物の配布(4種類)
 - ・九州経済調査月報(年12回発行)
 - ・データ九州(年4回発行)
 - ・函説九州経済(年1回発行)〈英訳入り〉
 - ・九州経済白書(年1回発行)
2. 図書館蔵書・統計資料の閲覧および貸出、テレホンサービス
3. FAXサービス・メールマガジンの配信
4. 調査報告会・研究会・講演会・講習会等への参加
5. 資料の入手斡旋・質疑応答・その他経済調査に関する諸般の便宜供与

維持会員

1. 経済関係調査の委託(ただし特別の経費を要する場合は実費負担)
2. 調査・研究報告書の配布
3. 定期刊行物の配布(4種類)
 - ・九州経済調査月報(年12回発行)
 - ・データ九州(年4回発行)
 - ・函説九州経済(年1回発行)〈英訳入り〉
 - ・九州経済白書(年1回発行)
4. 図書館蔵書・統計資料の閲覧および貸出、テレホンサービス
5. FAXサービス・メールマガジンの配信
6. 調査報告会・研究会・講演会・講習会等への参加
7. 資料の入手斡旋・質疑応答・その他経済調査に関する諸般の便宜供与

町村会員

1. 定期刊行物の配布(2種類)
 - ・九州経済調査月報(年12回発行)
 - ・データ九州(年4回発行)
2. 図書館蔵書・統計資料の閲覧および貸出、テレホンサービス
3. FAXサービス・メールマガジンの配信
4. 調査報告会・研究会・講演会・講習会等への参加
5. 資料の入手斡旋・質疑応答・その他経済調査に関する諸般の便宜供与

個人会員

*個人会員とは

個人会員は原則として大学等で地域経済の研究に従事し、非営利の目的で研究活動をするもので、入会には理事長の承認を必要とする。

1. 定期刊行物の配布(2種類)
 - ・九州経済調査月報(年12回発行)
 - ・データ九州(年4回発行)
2. 図書館蔵書・統計資料の閲覧および貸出、テレホンサービス
3. FAXサービス・メールマガジンの配信
4. 調査報告会・研究会・講演会・講習会等への参加
5. 資料の入手斡旋・質疑応答・その他経済調査に関する諸般の便宜供与

附 則

第7条 本規約の変更は理事会の議決によらなければならない。

第8条 本規約は昭和27年4月1日から実施する。

(平成12年3月	規約一部改訂	町村会員・個人会員創設)
(平成13年3月	〃	九経調ライブラリー廃刊)
(平成14年4月	〃	データ九州減部・メールマガジン配信)